

令和8年第3回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和8年3月25日(水)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後3時01分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀬守	欠	12	丸橋 高記	出
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	出
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	出
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	出		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明
 次長 菅谷順吾
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和8年第3回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は12名中11名で、定足数に達しており、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和8年第3回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第25号、買受適格証明について。</p> <p>日程第4、議案第26号から議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>なお、議案第27号についてですが、申請人から取り下げの願いがあり、今回の総会では、審議いたしませんので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>日程第5、議案第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第32号から議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第7、議案第35号から議案第39号、寄居農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について。</p> <p>日程第8、議案第40号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>議事日程は、以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、加藤憲治委員と井伊誠委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1号の規定により届出につきましては、農地を、畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、転用する農地の面積が2アール未満であれば、農地転用の許可ではなく、農業委員会への届出で済むというものです。</p> <p>それでは、報告第1号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。報告内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>届出者は、届出地やその隣接農地を所有し、モミジやカエデなどの生産を行っておりますが、現在、隣接市にて、営農に利用している農業用物置を届出地に移設し利用したいと思い、届け出に至ったとのことです。</p> <p>なお、届出地は、令和8年3月17日付けで、農振農用地の用途区分の変更、軽微変更の告示が済んでおります。</p> <p>説明は、以上です。</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>報告事項ですので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 25 号、買受適格証明についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 25 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>買受適格証明につきましては、農地の競売や公売に参加するために必要な証明で、農地法に基づく許可が得られる者であるかということを確認するものです。</p> <p>今回は、農地として取得するための公売参加であることから、農地法第 3 条の基準により審査するものです。</p> <p>また、この申請者が買受適格証明を受けることができ、公売入札に申し込みをし、最高価買受申出人となり、売却が決定された場合には、改めて農地法第 3 条の許可申請が提出されることとなります。</p> <p>3 条許可申請提出後の事務処理についてですが、今回の買受適格証明におきまして、3 条許可基準での審査を行うことから、3 条許可申請内容が、今回の証明時のものと異ならなければ、総会に諮らずに 3 条許可を行うことができるものとされていますので、買受適格証明と合わせまして、3 条許可申請が出された場合のその後の事務処理につきましても、議案表下のおり行ってよろしいかの御審議をお願いいたします。</p> <p>なお、今回御審議頂きます公売のスケジュールの概要ですが、関東信越国税局が実施するもので、入札期間は令和 8 年 4 月 6 日から 4 月 14 日まで、開札日は 4 月 21 日、売却決定は 5 月 12 日となっております。</p> <p>それでは、議案第 25 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せてご覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>申請者は、今年度、町外から当町に住所を移転し、新規就農者として地元の農業者のもとで研修を受けた方です。</p> <p>今回、本申請地が公売になったことを知り、農作物の栽培検証農地として取得して利用したいと考え、公売への参加を希望したとのこと。</p> <p>なお、申請地では陸稲栽培の予定です。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p> <p>中島推進委員。</p>
<p>中島推進委員</p>	<p>3 月 23 日の午前に、加藤委員、小和瀬委員と共に、現地調査を行いました。</p> <p>申請地の周辺状況については、道路沿いに申請地のほか、住宅等が立ち並んでおります。</p> <p>現地は、一体が篠で覆われておりますが、問題ないものと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>新井委員。</p>
<p>新井委員</p>	<p>農地法第 3 条が改正になり、新規就農者でも取得が可能になったと理解しています。</p> <p>一方で、転売目的のような恐れがある場合には、許可しないという判断要素もあると思いますが、3 年程度は転用・譲渡できない等の制約を課す等、規制はあるのでしょうか。</p>

議長	事務局。 それでは、新井委員の御質問に回答いたします。
事務局	数年前に農地法第3条が改正され、下限面積要件が撤廃されておりますが、全部効率利用要件等のその他各号の要件は、変わらず求められております。 御質問でございます、一定期間は転売等を規制する法規制はないものですが、事務局としても、農地法第3条で取得したあとに、目的外に利用されることは望ましくないと考えますので、許可申請時点において、許可要件の該当性をよく確認させていただいております。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第25号、買受適格証明の交付及び証明交付後の農地法申請手続について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第26号から議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第26号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第26号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 本申請地は、令和8年1月総会の議案第9号でご審議いただいた申請地の北側で、転用の残地となった農地です。譲受人は、この議案第9号で自己用住宅で許可を受けた方で、以前から農業に興味があり、小規模で始められる農地の取得を希望していましたが、住宅敷地と併せて、譲渡人から話があったため、申請に至ったものです。 なお、申請地では、露地野菜を栽培する予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第6号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。 新井委員。
新井委員	議案第26号について、20日に福島委員と現地調査を行いました。 現地については、事務局の説明にありまして、以前に農地転用申請を審議した案件の隣接地となっております。 農地の位置としても、何ら問題ないものと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

議長	<p>議案第 26 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第 28 号について、事務局の説明を求めます。</p>
保坂推進委員	<p>それでは、議案第 28 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢で、後継者も営農が難しいことから、譲受人に話があり、譲受人も自宅に近く、申請地の一部はすでに借り受けて耕作をしていることから、経営安定と規模の拡大を図るため、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、米と麦の栽培予定となっています。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p> <p>保坂推進委員。</p>
保坂推進委員	<p>3 月 21 日に現地確認を行い、譲受人に事情を伺いました。</p> <p>申請地が複数筆ありましたので、男衾地区の委員で分担して確認いたしました。</p> <p>売買の経緯については、事務局から説明がありましたが、譲渡人も高齢となり、自身での農地管理が難しくなってきたことから、譲受人に相談し、申請に至ったとのことでした。</p> <p>現地についても、管理がされており、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 28 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次の議案第 29 号および議案第 30 号については、関連がありますので、説明は一括で行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 29 号および議案第 30 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 29 号、第 30 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>本申請は、申請地に隣接する農地が、それぞれの譲受人が所有する農地で、経営の効率化を図るため、申請に至りました。</p> <p>なお、申請地では、議案第 29 号は露地野菜、議案第 30 号は酪農用牧草を栽培する予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p>

議長	説明は、以上です。
中島推進委員	この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。 中島推進委員。
中島推進委員	3月23日に現地調査を行い、申請人に事情を伺いました。 事務局の説明のとおり、大きな畑で効率的に耕作できないかと思っていたため、交換というかたちで、話がまとまったとのことでした。
議長	何ら問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第29号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり、決定いたします。 次に議案第30号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第5、議案第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは議案第31号について、事務局の説明を求めます。 議案書の4ページを御覧ください。 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第31号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、申請地付近に家族で居住しておりますが、長屋住宅の賃貸経営を計画し、候補地を検討していたところ、本議案の申請地が、計画の必要面積を確保でき、住宅需要が見込めると考え、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。 吉田委員。
吉田委員	21日に保坂推進委員と現地調査を行いました。 現地については、境界杭を確認でき、保全管理がされておりまして、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第31号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして、日程第 6、議案第 32 号から議案第 34 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題といたします。</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 32 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 32 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内の賃貸住宅に家族で居住しておりますが、子どもが大きくなり、手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p>
吉田委員	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。 吉田委員。 議案第 32 号議案については、大久保推進委員と現地確認を行いました。 譲渡人については、農作業中のため、お話しは伺えず、譲受人に事情を伺いました。 事務局の説明のとおり、子どもが成長し、借家では手狭となっていたため、申請に至ったとのことでした。</p>
議長	<p>特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 32 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長 事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第 33 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 33 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内の所在し、主に不動産業を営む法人ですが、申請地付近にて、住宅需要を見込み、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、2 区画の分譲を計画し、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>

	説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。
井伊委員	井伊委員。 現地確認したところ、周辺状況については、案内図にあるとおり、住宅地内に位置していることから、転用される宿命にあるものだったのかなと感じました。 周辺農地への特段の影響もないと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 33 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 33 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 34 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 34 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内の所在し、主に不動産業を営む法人ですが、申請地付近にて、住宅需要を見込み、候補地を検討していたところ、議案第 33 号と同様の譲渡人より、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、1 区画の分譲を計画し、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。
吉川推進委員	吉川推進委員。 21 日に坂本委員、栗原委員と共に、現地確認を行いました。 周辺は住宅が建ち並んでおりますが、農地についても点在している状況です。 申請地は、畑として保全管理されており、宅地分譲地としての転用ですが、特段の影響はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 34 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 7、議案第 35 号から議案第 39 号、寄居農業振興地域整備計画の変更案に対する意見についてを議題といたします。 それでは、議案第 35 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 6 ページをご覧ください。

はじめに、農用地利用計画の重要変更、農用地区域への編入について説明します。

農地転用許可のために、農振農用地、いわゆる青地を、白地にするのが除外ですが、編入は、その反対で、白地を青地にすることになります。

青地にすることにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律の第10条第3項に、農用地区域への設定基準があり、10ヘクタール以上の集団的に存在する農用地や土地改良された農地などが農用地とすることが適当なものと規定されております。

ただし、元々、白地である農地を青地にしたいという申し出はなく、本議案のように、青地を除外した後に、事業計画が中止となったために、元の青地に戻すというケースがほとんどです。

それでは、議案第35号について、御説明いたします。

案内図をあわせて御覧ください。申出内容は、議案書のとおりとなります。

本申出地は、分家住宅建設のため、平成〇年〇月に除外となっております。

除外の手続き完了後、家族形態が変わり当該計画の用に供することがなくなったため、元の青地に戻すというものです。

それから、現地調査の結果、樹木の繁茂が著しく、現時点での農用地区域への編入には課題があると考えられます。

地権者および関係者への聞き取りによれば、平日は勤務のため、週末を利用して段階的に伐採を進め、耕作可能な状態に整備する意向とのことです。

農振法に基づく編入規定には、必要性および緊急性の要件があることから、本来は耕作可能な状態を確認した上で編入を行うのが適当と考えられます。

しかしながら、今回は申出者の早期着手の意向を踏まえ、その経緯を含めて審議をお願いするものです。

事務局としては、本人の耕作見込みである数年後に再度、編入申出していただくのが妥当と考えます。

説明は、以上です。

議長

この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。

鳥塚委員。

鳥塚委員

議案第35号について、報告いたします。

農地転用の計画が中止となったため、当時行った農振除外を取りやめ、農振農用地へ編入するとのことですが、現地は河川敷沿いの畑となり、桑が山林化している状況です。

事務局の説明を踏まえると、私個人では、問題ないか判断することが難しいため、皆様と検討できればと考えます。

議長

ほかにご意見はございませんか。

新井委員。

新井委員

事務局から説明のあったとおり、現況が耕作可能な状態になっていないとのことですので、速やかに、農地の状態へ復元していただくことでよいのではないかと考えます。

議長

ほかにご意見はございますか。

井伊委員。

井伊委員

どうして今になり、農振農用地に編入する必要が生じたのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

井伊委員の御質問に回答いたします。

今回の対象地を農地として取得したいとの相談があり、除外したまま、別の耕作者へ権利移転されることによる将来的な問題等を考慮し、計画者が当該土地を所有している現時点において整理しておく必要があると考えたためでございます。

議長 ほかにご意見はございますか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 35 号について、事務局の説明のとおり、耕作可能な状態に戻すことを条件に、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 35 号は、条件を付して原案のとおり決定し、町へ回答いたします。

次に、議案第 36 号について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の 7 ページを御覧ください。

はじめに、農用地利用計画の重要変更、農用地区域からの除外について御説明申し上げます。

農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法によりまして、町が、寄居農業振興地域整備計画を策定しております。

この計画の中で、農用地区域、いわゆる青地の農地を定めておりまして、その農用地区域内では、原則として農地転用が禁止されております。

そうした中で、自己用住宅を建てるなど、農地転用ができるようにするために行う手続きが、農用地利用計画の重要変更の除外、いわゆる青地を白地にする手続きになります。

この除外をするための法定要件といたしましては、農振法第 13 条第 2 項の規定による、いわゆる除外の 6 要件があります。

その 6 要件をすべて満たしたうえで、農業委員会と農業協同組合、土地改良区の 3 団体から除外が適当である旨の答申を頂けましたら、県の同意を経て、農用地区域から除外となります。

その農振法第 13 条第 2 項で定めております、除外の 6 要件につきましては、議案書の 7 ページの表の行見出し 2 段目の右側に、6 つ記載しております。

法第 13 条第 2 項の除外要件という欄になります。左から順にご説明いたします。

1 番目の必要性・適当性・非代替性につきましては、不要不急の用途に供するために除外するものではないこと、除外する面積が過大でないこと、農用地区域以外に事業目的に適う土地がないこと、等につきまして判断するものです。

次に、2 番目の地域計画への支障ですが、地域計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した計画の対象地に該当していないことというものです。

次に、3 番目の農業利用への支障ですが、農用地の集団化など、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと等につきまして判断するものです。

次に、4 番目の農用地の利用集積への支障ですが、農用地区域内において、効率的・安定的に農業経営を営む担い手の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないかについて判断するものです。

次に、5 番目の土地改良施設への支障ですが、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、つまり、ため池や排水路、農道などに被害や災害の発生が

予想されないこと等につきまして判断するものです。

最後に6番目の農業公共投資の効用確保ですが、土地改良事業等の工事の対象農地の場合、工事完了から8年が経過しているものであるかについて判断するものです。

以上が、いわゆる、除外の6要件となります。

それでは、議案第36号について、御説明申し上げます。

案内図を、あわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。

申出地は、事業計画者の夫が相続・交換等で所有していた土地で、平成〇年に申出地の隣接の宅地に居宅を建築しました。

その後、居宅の建築に合わせて申出地を駐車場として使用し、平成〇年に車庫を建設し現在に至っています。

令和〇年に夫が亡くなり、申出者が申出地を相続しましたが、今後も継続して居住するため、今回の申出に至ったとのことです。

本議案は追認事案ですが、除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。

なお、6要件目の農業公共投資の効用確保については、本申出地は、土地改良事業等の工事の対象農地ではありません。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。

稲山委員。

稲山委員 先日、奈良推進委員と現地確認し、計画者に事情を伺いました。

特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長 ほかにご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第36号について、意見なしと決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第36号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。

次に、議案第37号について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第37号について、御説明申し上げます。

案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。

事業計画者は、申出地の隣接地で自動車修理板金塗装を営んでいますが、事業拡大のため本申出を行うものです。

案内図の下段をご覧ください。既存敷地は、申出地の東側の〇〇番、〇〇番の計〇〇㎡になりますが、その敷地は令和〇年〇月に農振除外、令和〇年〇月に農地法5条許可を取得し、令和〇年〇月に完了届が提出されております。

既存敷地の工場を稼働すると新規受注が多くなり、手狭となったため、今回の申出に至ったとのことです。

本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。

なお、6要件目の農業公共投資の効用確保については、本申出地は、土地改良事業等の工事の対象農地ではありません。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。

吉川推進委員	<p>吉川推進委員。</p> <p>3月21日の土曜日に、坂本委員、栗原委員と3名で現地調査を行いました。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、今回は事業用敷地の拡張とのことですが、特段の影響はないものと思われまますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第37号について、意見なしと決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第37号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p> <p>次に、議案第38号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第38号について、御説明申し上げます。</p> <p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>事業計画者は、再生可能エネルギー関連事業を行う法人であり、電気事業法に基づく発電事業者として資源エネルギー庁に届出済みです。</p> <p>本件は、電力系統用蓄電池設備の設置及び運用を目的とした事業用地となります。</p> <p>次に除外の要件についてですが、農振法における除外要件の一つに、土地収用法第3条の各号に掲げる事業の用に供する場合という規定がございます。</p> <p>本件の蓄電池施設は、土地収用法に規定される電気事業法による電気事業に含まれる施設として位置づけられており、除外の要件に該当するものと考えております。</p> <p>本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>なお、6要件目の農業公共投資の効用確保については、本申出地は、土地改良事業等の工事の対象農地ではありません。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>去る21日に、小坂推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>現地調査時において、伐採木等が置かれていましたが、事務局に確認を依頼したところ、その後の事務局の指導により、撤去が完了したとのことと安心しておりました。</p> <p>本議案においても、特段の影響はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第38号について、意見なしと決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第38号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p> <p>次に、議案第39号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第39号について、御説明申し上げます。</p> <p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>事業計画者は自動車運送業を営んでおり、申出地の道路反対側の土地を、事務所・ドライバー休憩所・倉庫及び大型トラック6台の駐車場として使用しています。</p>

業務拡大の検討をしていますが、運輸支局の許可条件として車両駐車場所は、事務所より10キロメートル以内と定められており、利用できる土地を3年以上検討していましたが、適地なく、検討を重ねていたところ、この度、土地所有者より計画地を譲っていただけるとのお話を頂き、申出に至ったとのことでした。

本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。

なお、6要件目の農業公共投資の効用確保ですが、本申出地は、土地改良事業の完了が平成6年度であり、すでに事業完了後8年以上が経過しております。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。

栗原委員。

栗原委員 21日に坂本委員と吉川推進委員と私の3名で現地確認を行い、土地所有者に事情を伺いました。

申出地については、除草等の保全管理を続けていたようで、今後も作付けを行う予定はないとのことでした。

事務局の説明のとおり、申出地の向かい側には、駐車場があり、トラック等が停車されていることを確認いたしました。

特段の問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。

議長 ほかにご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第39号について、意見なしと決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第39号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。続きまして、日程第8、議案第40号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題いたします。

それでは議案第40号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをご覧ください。

議案第40号につきまして、御説明申し上げます。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。

農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受け、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

今回の計画は、全7筆で合計面積15,276㎡です。

農地は、右下の内訳のとおりすべて畑です。

すべて新規の設定となります。

説明は、以上です。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 40 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 40 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、何かありますか。

(委員から、「なし」の声)

議長

事務局から、何かありますか。

事務局長

事務局から次回総会のご連絡を申し上げます。

次回の総会ですが、4月27日、月曜日の午後1時30分からでお願いいたします。

繰り返します。

4月27日、月曜日の午後1時30分からでお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、特に無いようですので、令和8年第3回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

加藤 憲治 委員 井伊 誠 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年3月25日

議 長

坂本建治

委 員

加藤憲治

委 員

井伊 誠